2「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金以外)

市町村名	名称	制度の概要	特記事項	担当 問合せ先
	薩摩スチューデント 奨学金償還補助金	1. 対象者の要件 (1) 利子分の補助対象者 以下の要件すべてを満たす方が対象となります。 ・薩摩スチューデント奨学ローンを返済した者であること ・市税等を滞納していない者であること ・市税等を滞納していない者であること ・ア(1)利子分の補助対象者」であること ・学校卒業(10年以内にいちき串木野市に住民登録し、その後もいちき串木野市に住所を有する方 ・県内企業(公務員は除く)に就労している方 2. 補助金額 (1) 利子分 交付申請する前年度に返済した薩摩スチューデント奨学ローン返済額のうち、利子相当額 ※ただし、繰上返済をした場合は、薩摩スチューデント奨学ローンにおいて当該年度に支払うべきと規定された額 (2) 元金分 薩摩スチューデント奨学ローンに規定された元金の10分の1に相当する額 (例) 大学生で240万円借り入れ、1年間で24万円ずつ返済している場合 ア 令和5年度中に24万円返済すると、令和6年度の交付金額は24万円 イ 令和5年度中に240万円返済しても、令和6年度の交付金額は24万円 メ整摩スチューデント奨学ローン 保護者の子が、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学(短期大学を含む。)、大学院、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずる教育施設、養成所等であって市長が認めるもの(以下「高校等」という。)で、修学するために当該保護者が連携金融機関から借りたローン		教育総務課教育総務係 0996-21-5126
薩摩 川内市	就学定住支援補助金	①概要:薩摩川内市民が本市内の大学等に入学した場合に入学金の半額を補助します。 ②補助額:入学金の半額 (千円未満切捨て) (免除等を受けた場合、その金額を除いた実納入額が対象額となります) ③対象者:以下の要件をすべて満たす方 (1) 本市内の大学等(鹿児島純心大学、川内看護専門学校)に入学した方 (2) 大学等への入学前の3年間、本市内に住所を有していた方 (3) 申請時点において、本市内に住所を有している方 ※入学時に補助を受けた方が薩摩川内市内の病院等に就職された場合は残りの半額も補助します。	薩摩川内市民の方が同市内 の学校に入学される場合に 利用できる制度です。	
薩摩 川内市	川内市医師会立川内 看護専門学校家賃補 助	市外から市内に転入した令和6年度から令和8年度までの入学生に対し、住宅の家賃を補助する。 補助額は3万円(月上限)で、補助対象となる期間は4月から3年間(36か月)を上限とする。	対象者は審査のうえ決定し ます。	川内看護専門学校 0996270242
出水市	出水市奨学金返還支 援補助金	次のいずれにも該当する方 ・大学等を卒業後1年以内に本市に居住し、補助金交付申請日においても引き続き居住する者で、本市又は本市外に就労するもの ・本市が貸与した奨学金を計画通り返還している者 ・市税等を滞納していない者 ・本市が貸与する奨学金の貸与を受けた者で、その奨学金の返還について、国県その他の公的機関から助成金等の支援を受けていないもの ・公務員でない者	【補助額】 修学資金の年度ごとの返還 済額に申請年数に応じた補 助率を乗じた額 補助率:申請年数1年目は 10%、その後1年ごとに10% ずつ上乗せ (10年目は100%)	0996-63-4078 https:www.city.kagoshima

2「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金以外)

市町村名	名称	制度の概要	特記事項	担当 問合せ先
錦江町	錦江町でんしろう奨 学金償還補助金	町内に住所を要する保護者の子が、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、短大、大学(院含む)、専修学校、各種学校等で修学するために、当該保護者が町と連携協定を結んだ金融機関から借りた奨学ローンの償還補助を行う。以下の補助要件を満たすこと。 1) 学生がでんしろう奨学プログラムに登録していること。 2) でんしろう奨学ローンを返済した者であること。 3) 町税等を滞納していない者。 補助金額:利子額については、全額補助。元金補助については、卒業していることと在学中又は卒業後3年以内に奨学プログラムの交流事業に参加した時に、元金の1/10を補助。また、卒業後10年以内に町内に住所を有している者又は町内の事業所に就職又は起業している者は、その年度に返済した元金について補助。町内の医療機関、介護事業所で医師、看護師、介護福祉士として従事する者については、返済の第10年度までの元金に相当する額。	通年利用可	教育委員会教育課 教育総務チーム 0994220517 https://www.town.kinko.l g.jp/kyouiku- h/shougakukin.html
志布志市		1 補助対象者 ・市内に住所を有している方 ・34歳以下であること(認定年度の4月1日現在) ・本市への居住が、転勤、出向などによる勤務地の変更によるものではなく、継続して居住する意志を有している方 ・高校、大学など(短期大学、専門・専修学校、大学院を含む)を卒業した方 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している方、独立して自ら事業を営む方または自営業、農業など親元で就業している方 ・奨学金の貸与を受け、返還している方 ・国家公務員および地方公務員でない方 ・他の奨学金返還に係る補助金などの交付を受けていない方 ・市税および奨学金返還を滞納していない方 2 対象となる奨学金 ・志布志市奨学金 ・(独)日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金 ・(独)日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金 ・(独)日本学生支援機構第一種奨学金 ・地方公共団体、大学などその他の奨学金 3 補助対象経費 前年度奨学金返還金(繰上償還や利子を含みます。) 4 補助額 前年度奨学金返還金の額と同額(上限24万円)		総合政策課 広報・地域政 策グループ 0994721111 https://www.city.shibush i.lg.jp/site/iju/20844.h tml
大和村	大和村振興基金 入学準備金	学校教育法に定める大学、短期大学及び専修学校専門課程への入学に必要となる経費のための準備金(上限50万円)	支給日は入学前の2月~3月	大和村教育委員会庶務係 0997572154
喜界町	喜界町国公立大学 入学支援補助事業	大学進学を目指す県立喜界高等学校生徒の経済的負担を軽減するとともに、生徒の向上心・向学心をより伸ばすための支援と地元高校への進学を促進すること等を目的として、次の条件で支給する。 1)補助対象者は、喜界高等学校に在学中で、卒業年度の翌年度に国公立大学に進学する生徒。 2)当該生徒の世帯員全員が町税等を完納していること。 3)補助金の対象は入学金とし、4年制大学は200千円、2年制大学は100千円を上限とする。		教育委員会事務局 学校教育チーム 0997653681 https://www.town.kikai.l g.jp/kyoi/kurashi/kyoiku bunka/kakushusedo/shogak ukin.html